

## 行政常任委員会

令和 8 年 1 月 3 0 日（金）

午前 1 0 時 1 6 分 開 会

○南委員長 予定より若干早いですけれども、全員お集まりですので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

先ほど、市長からの提案がありましたように、常任委員会へ議案第 1 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について」が付託をされました。

まず、審査の前に、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 1 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について」の議案 1 件であります。

提出議案につきましては、おのおの担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、補正予算（第 1 1 号）の説明を財政課長よりお願いをいたします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,160 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 137 億 4,938 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18 款繰入金、1 項基金繰入金、11 目国市浜公園整備等基金繰入金 1,430 万円の減額は、地方債借入額の増加に伴い、同基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、21款市債、1項市債、7目教育債9,030万円の増額は、過疎債の配分額が増額されたことに伴い、野球場建設工事費等に対してこれまで公共事業等債を充当していた部分と、今回の工事費の増額部分に対して過疎債を充当することによる多目的スポーツフィールド整備事業債の増額であります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費412万円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金の増額でございます。

次に、4款衛生費、6項病院費、1目病院費につきましては、財源更正でございます。

病院事業会計負担金に対するふるさと応援基金繰入金を412万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、予算書の5ページを御覧ください。

このうち、第3表地方債補正につきましては、多目的スポーツフィールド整備事業に係る起債限度額を8億5,110万円から9億4,140万円に変更するものでございます。

ここで、財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございます。

財政調整基金につきましては、412万円を積み立てることにより、補正後の残高は21億2,696万9,000円、また、国市浜公園整備等基金は、取崩し額を1,430万円減額することにより、3億8,807万円となり、補正後の基金合計は37億9,275万7,000円となる見込みでございます。

財政課の補正予算については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 財政課所管の説明は以上でございます。

御質疑等のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、財政課の審査を終わります。ありがとうございました。

引き続きまして、政策調整課、お願いいたします。

前のほうへ来ていただけませんかいな。

政策調整課の付託議案の精査に入るわけなんですけれども、本日、三鬼望課長が東京のほうへ公務出張ということでございますので、今日は代わりまして、松井係長が中心になって議案説明を求めたいと思います。

それでは、松井係長、よろしくお願いいたします。

○松井政策調整課係長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」のうち、政策調整課に係る分を説明いたします。

補正予算書10、11ページを御覧ください。通知いたします。

歳入についてであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金560万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

その内訳につきましては、9款教育費、1項教育総務費の事務局費及び2項小学校費の教育振興費に充当され、児童・生徒学校給食費給付金及び新入学児童祝金の財源とさせていただくものであります。

以上で、政策調整課に係る「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、特に御質疑等ある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特段ないようですので、政策調整課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、商工観光の審査に入ります。

それでは、議案第1号の所管の説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」のうち、商工観光課に係る予算について、お手元に配付の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書（第11号）及び予算説明書及び行政常任委員会資料により説明させていただきます。

補正予算書5ページを御覧ください。通知します。

第2表債務負担行為補正であります。

債務負担行為補正につきましては、来年度における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、商品券発行事業について、期間を令和8年度まで、限度額を1億8,192万5,000円とするものであります。

それでは、事業の詳細につきまして、行政常任委員会資料により説明させていただきます。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知します。

地域振興券及びプレミアム付商品券事業であります。

本事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けております市民の皆様の生活を応援するとともに、市内の消費拡大を促し地域経済の活性化を図るため、全市民に配布する地域振興券事業と、プレミアム付商品券販売事業の二本立てで実施するものであります。

2の概要です。

1の地域振興券につきましては、1月14日に開催いただきました行政常任委員会において、市民1人当たり5,000円と説明させていただいていたと思いますが、1,000円増額し、市民1人当たり6,000円の地域応援券を配布するものであります。

券種は、地域応援券と共通券であり、基本的には、現在実施中のプレミアム商品券事業と同じ考え方であり、地域応援券は市内に本店がある加盟店で利用できる券であり、共通券は市外に本店があり、市内に支店を有する事業者を含む全ての加盟店で利用できるものであります。今回、全市民に配布させていただく地域振興券につきましては、地域応援券となりますので、市内に本店がある加盟店で御利用いただくこととなります。

対象者の基準日につきましては、本年3月1日時点の住民登録者を対象と考えております。

次に、(2)のプレミアム商品券につきましては、販売価格1万円とし、プレミアム率30%で、額面1万3,000円となります。

発行冊数につきましては、過去の販売実績を考慮し、全市民の約8割となる1万2,000冊をベースとし、今回、1人当たり2冊まで購入できるようにすることから、2万4,000冊を発行させていただきます。

販売所につきましては、現在実施中のプレミアム付商品券事業において、尾鷲観光物産協会協力の下、土日祝日を含めた販売対応を追加いたしました。今回実施するに当たりましては、市民の皆様の利便性と販売率の向上を目指すため、尾鷲市役所商工観光課窓口での販売や尾鷲市社会福祉協議会の協力の下、高齢者や子育て世帯が多く訪れます尾鷲市福祉保健センターでの販売を実施する予定であります。

券種は、1万3,000円のうち7,000円を地域応援券に、共通券につつまし

ては、現在実施中のプレミアム付商品券事業における共通券の金額3,000円から倍増させ、6,000円とさせていただきます。

次のページ、2ページを御覧ください。

想定スケジュールです。

本臨時会において予算がお認めいただけましたら、速やかに準備をはじめ、4月中旬頃には、世帯主宛てに地域振興券を順次発送させていただきます。お手元に届きましたら、届いた時点から11月30日まで御使用いただけることとなります。

プレミアム付商品券につきましては、5月中旬頃から世帯主宛てに購入引換券を順次発送させていただきます、5月18日から7月31日までの約2か月間、販売させていただきます。使用期間につきましては、5月18日から、地域振興券と同じ11月30日までとしております。

次に、事業費についてであります。

今回の事業に係る事業総額は、1億8,312万7,000円であり、その内訳は、今回補正予算計上をさせていただいております債務負担行為限度額1億8,192万5,000円と、令和8年度当初予算計上させていただく120万2,000円となります。当然のことながら、債務負担行為1億8,192万5,000円につきましても、令和8年度当初予算に計上させていただきます。

最後に、その他となります。

周辺市街地の加盟店において、現在実施中のプレミアム付商品券事業においては、共通券のみしか利用できなかった加盟店につきまして、今回、地域からの要望と地域の特性を考慮した上で、共通券と地域応援券の両方が使えるようにさせていただきますと思います。

次に、再販につきましては、委員等から何度となく御意見をいただいておりますが、事業実施期間の短さや購入希望者の管理、販売に係る追加コストの発生などを考慮し、再販売は実施いたしませんので、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

また、過去の実績では7割程度の販売となっておりますが、販売所の追加や共通券の利用枠の拡大などにより、2万4,000冊の完売を目指し、取組を進めてまいります。

最後に、令和8年度当初予算に計上予定ですが、地域振興券やプレミアム付商品券事業と併せ、尾鷲よいとこスタンプ会においても実施予定のスタンプにぎわい事業に対して、補助を出す予定であります。

以上、議案第1号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」のうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長      ありがとうございます。

地域振興券及びプレミアム付商品券事業の説明について、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員      この地域振興券とプレミアム付商品券、使える店と使えない店があるみたいですね。僕が連絡いただいたのは、倉ノ谷にある大型店では使えないところもあるんでしょう。倉ノ谷のその人はおばあさんで、手押し車でやっておるんですけど、それがあっても、全て倉ノ谷の大型店で買いたいと、買物は。わざわざ乳母車を引いて国道を渡って、町なかまで出ていく必要がないんじゃないのかという、そっちのほうも、ちょっと西川さん考えてくださいねということを言われたんですけど、そういうところはどう考えていますか。

○濱田商工観光課長      確かに全額全ての店で使わせていただきたいとか、金額を上げてほしいというお話は承っています。

ですが、やはり本市内に本店があるか、また、ほかに、市外に本店があるかによって、税金も含めてやっぱり影響がありますので、市内に本店がある店を対象とさせていく。その分に、プレミアム付商品券につきましては、やはり共通券で、倉ノ谷の店であったりとか、使える券の部分が3,000では少ないという声をいただいておりますので、今回、倍の6,000円に上げさせていただいて、今回、2万4,000冊上げるので、トータル的に見ると、1万2,000分は、そういうお店で使っていただけるかなと思います。その辺は考慮させていただきました。

○西川委員      ということは、その倉ノ谷のおばあちゃんは、自分では、子供や孫に送ってもらえばいいんでしょうけど、自分1人のときは、残りの券は使えないということになりますよね。誰かに連れていってもらわない限り。

○濱田商工観光課長      確かに手押し車で行けなくて、その店しか行けないという方については、確かに残りの7,000分については、そのようになるかなと思います。

○西川委員      ちょっとかわいそうじゃないですか。年齢性もちょっと考えてやったほうが。自分で車で行ける人ならいいですけど、孫も子供もよそへ出て行って、誰も連れていってくれないようなおじいちゃんおばあちゃんが、そんなの、ありがたいと思いますか。近くでできるように、年齢性もちょっと取り入れて考慮してほ

しいなという要望です。

○濱田商工観光課長 委員の御要望については、重々承りさせていただきます。  
そういう声があるというのは事実ですので、今回、倍に上げさせていただいた部分もある一方で、やっぱり尾鷲市に本店があって、尾鷲に根差してやっていただける事業者の皆さんを応援したいという部分も大きいので、もちろん、御意見いただいた部分は、よく受けさせていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

○佐々木委員 プレミアム付商品券のほうは、8割の世帯対象にということで、全世帯じゃなくて減らすということで、もう一つ、地域振興券のほうは、3月1日時点の住民登録者対象ということで、1万5,081冊を配布するという事なんですけれども、この間も実際に住んでいる方、市長もお答えしていただいています。が、1万4,000人ぐらいと、国勢調査の大体の予測って言うんですけども、この1万5,081冊配って、多分それやと、1,000冊ぐらい余るという形になりますよね。その想定というか、送ったけど、いないとか、実際には住んでいないとか、住民基本台帳はあるけどという場合のことは、どのように考えておられるんでしょうか。

○濱田商工観光課長 やはり過去、もっとプレミアム率が高いときの、やっぱり70%後半行っていた状況であるとか、もう今回、先ほど西川委員も言われたように、共通券の部分を、3,000円ではちょっと少ないでという御意見もいただいて、倍の6,000円にした、そうやってするだけでもやっぱり買いやすくなるよという御意見もいただいているので、そこの過去の実績を踏まえた上で、やっぱり8割ぐらいの数は取っておかないと、全員に……。

(「振興券」と呼ぶ者あり)

○南委員長 振興券の残りの券について。

もう一度お願いします。

○佐々木委員 地域振興券のほうの住民基本台帳の登録者に対して発送すると、1万5,081冊ということなんです。が、実際には1万4,000人ぐらいしか住んでいないというところの、残る1,000冊ぐらいのことはどのように考えているのかということの質問でした。

○濱田商工観光課長 基本的には、送って、実際の住基的には住んでいないじゃないかという実態はあるものの、実際のところ、じゃ、その部分を抜いて配布をすると、できるかという、現実問題はできないので、送らせていただきたいとい

うのが一つですね。そこを、要は国税調査で、実態と住基登録までに、仮に差異が1,000人あったとしても、それは本人様のことなので、そこを基に1,000冊を減らすということのあれは不平等になってしまうので、できない。過去の実績を見ると、そうであったとしても、換金率としては相当、100%近い額の換金率になるので、何らかの形で実態がなくても使われているんだらうなという部分があるので、そこは性善説に立って取り組むしかないかなと思っています。

○加藤市長 先ほど、換金率の話もしましたんですけども、実際問題、やはりそういう可能性もなきにしもあらずと、余ってくるというような状況も多少はあるかも分からない。その点、考慮しまして、実を言うと、5,000円の地域振興券を6,000円に上げた。6,000円に上げた分というのは、基本的には、一般会計から、財政調整基金から繰り入れて、だから今、2億6,699万、これから国から出るんですけども、それを全部使って、さらにそういうことも考慮しながら、市のほうの財政から1,500万か600万程度、繰り出しをしようかなと。極力やはり皆さん方に買物をしていただいて、要するに物価高騰に対する支援ということと同時に、お買物をそれでしていただいて、何度も申し上げております、消費を喚起させながら、やっぱりまちを潤したい、そんな思いで、この範囲内でやるんじゃなしに、重点支援交付金にプラスアルファして、市の財源を使って、もっと今回やろうと。それが大体1,500万ぐらいの予定は繰り出す予定でございます。

○佐々木委員 ありがとうございます。

もう一点、地域のほう、地域振興券のほうは、4月の中旬頃発送で、到着次第、使用できるということなんですけれども、この辺は、到着次第というと、やっぱり事業者のほうは戸惑うんじゃないのかと思うんですが、スタート時点を決めるということとはしないんでしょうか。もうとにかく中旬頃発送しましたよと。着いたら、加盟店でどこでも使ってくださいというスタンス。

○濱田商工観光課長 一応、会議所も含めて、いろいろ事前のお打ちをさせていただいた中で、届いてから使えたほうがいいよねって。やっぱり配送状況によっては数日のずれが生じてくるので、そのときに、やっぱり一日でも早く使っていただきたいという中で、一応今回、事業者募集に当たっては、届いた日から使えるように周知を図りますというお話がありましたので、今回は届いた日からという形でさせていただきました。

○南委員長 よろしいですか。

○佐々木委員 もう一点、周辺部の輪内と須賀利のほう、両方使えるということ

なんですけれども、その周知等はどうやってされるのでしょうか。

○濱田商工観光課長　周知につきましては、今回もお配りさせていただいております販売店一覧表のほうに、従前で、今回使えないであれば、例えば三重外湾の早田営業所さんなんかは特にそのお話があったと思うんですけど、そちらにつきましては、裏の地域応援券のほうに入れさせていただきますし、輪内のほうについては販売にも行きますので、その辺は、輪内と須賀利については、全てのお店で使えますという旨は周知をさせていただきたい、販売のときにも周知させていきたいし、掲示物でも周知させていただきたいなと思います。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○中井委員　ちょっと教えていただきたいんですけど、尾鷲市は高齢の方が多いという前提の中で、これまで、電子化を併用していく可能性については、一定の検討だったり、議論というのはなされてきたのではないかと思っているんですけど、今回の事業では、業務委託料が、発行額や預け金を除いて約1,500万円。さらに、製本費や運搬費などを含めると、全体としておおむね1割程度だと思んですけど、事務経費がかかっていて、紙媒体のみであればそうだと思うんですが、電子併用について、これまでどのような議論があったのか、また、今後、どのような方向性でいくのか、お考えがあれば、お聞かせください。

○濱田商工観光課長　昨年であれば、大阪・関西万博、見たように、全部全て電子で、現金使えないというようなことが、ある面で時代の流れなんだろうなということがあって、実は、今現在の実施のものであったりでも、電子化、要はP a y P a yとか、いろんな電子で発行ということも、中では議論はしたんですけど、やっぱり高齢化率が非常に高いのと、そこまでのD Xも含めて周知がされていないという中では、やはり併用にしても、なかなかまだまだ浸透は難しいのかなと。それで、するのであれば、尾鷲市として全体的に音頭を取って、いろんなものについてD Xを進めるという方向の中に、今回のような商品券事業も一つとして加わって、電子化で皆さん配布しますということ、要は高齢者の方とか、使えない方への周知も含めてやっていくということ。しかも、購入できるお店も、電子化を対応できるようなものを一緒になって同時並行で取り組むという大きな方針があれば、進めるかなと思いますけど、現状、そこまでは尾鷲市の中ではできておりませんので、やっぱり現状は紙配布のものがいいかなという結論に至っております。

○中井委員　すぐにはできないとは思いますが、何十年とか、考えていった

ときには、やっぱり必要になってくるものだとは思っているのですが、ちょっとずつ、どう浸透させていくかというのでも踏まえた上で検討していく必要があるのかなとは思っております。

○濱田商工観光課長　その点につきましては、D X担当の部署も含め、政策調整課も含め、庁内的に議論させていただきます。

○小川議長　先ほど、本社がよそにあっても、周辺部では使えるということなんですけど、移動販売車、周辺部に2社か3社、他市町から入っていますよね。それは使えるんですか。

○濱田商工観光課長　移動販売車は別に本店、支店を有しているわけではないので、使えないんじゃないかなと思いますけどね。

○小川議長　いやいや、今、外湾のほうは使えるということなので、輪内方面、結構移動販売で買っている方多いんですよ。それ、本社が熊野市とかから来ているので、周辺部の高齢者の方はそれで買物ばかりしているんですけど、それ、申請があれば使えるようにしたほうがいいんじゃないですか。

○濱田商工観光課長　例えば、市外に本店があって、また、支店もあって、移動販売車の位置づけだと思うんですけど、本市内に支店があるかということ、なかなかそれは難しいんじゃないかなと思います。その辺はまた商工会議所と協議はさせていただきます。

○小川議長　そうしないと、向こうの人、高齢者の方、バスに乗って買物に来る人、今、西川さんじゃないですけど、来られないものですから、例えば商品券もらっても使わないって方もいるんですよ。もったいないなと思って。ちょっと一回、考えてください。

○濱田商工観光課長　またその辺は検討させていただきます。

○南委員長　他に。

○西川委員　今の小川委員に関連してなんですけど、老人ホームに住まれておる、もう入居しておる人は、移動販売車、食事はホームで出るんですけど、お菓子とかを、もう結構な金額買うらしいんですよ。それは、僕も認めてあげてほしいなと思いますけどね。出ていけないのですから。

○濱田商工観光課長　基本的には、今回の商品券事業の登録加盟店に入るか入らないかになるかだと思いますので、そこの前提のルールを守らん限りは、なかなか全てがいろんな形になっていくんじゃないかなと思いますけどね。

○南委員長　他にございませんか。

- 野田委員　　今、小川議長のお話に付随してなんですけど、この共通券対応について、地域特性を考慮し、周辺市街地に所在する商品券登録店舗については、共通券、地域応援券の両方を使用できるものとするというのは、大体どういうところで使用していただけるようにということを予想して決められたんでしょうか。
- 濱田商工観光課長　　今回、お話あったのは、私は早田だと聞いております。でするので、三重外湾漁協さんとしては、外湾は、本店が尾鷲市にないので、外にあるわけじゃないですか。だけど、支店としての早田営業所がある中で、なかなか早田以外に買物へ行くことができないので、そちらで全部使えるようにしてほしいという要望があったということがありましたので、やっぱり基本は、支店があるということ、店として店舗があるということが前提だと思うので、そういうお店を対象にしています。
- 野田委員　　早田以外の、須賀利とか、九鬼とか、そういったところの方は、どういったところで使うのを。
- 濱田商工観光課長　　それぞれの店舗の中で、輪内地区にあったとしても、須賀利にあったとしても、そこに皆さん住所を有する、要は本店を有しているお店もたくさんありますので、そちらのお店を登録していただいて使っていただくこととなります。たまたまイレギュラーな部分の中で、早田の中で、外湾だけど、営業所やもんで、こちらは共通券の部分しか使えないよということで、今、早田という発言をさせていただいていますけど、基本は皆さん、地域に根差した店舗じゃないかなというふうには思っていますけどね。
- 加藤市長　　早田の話は、実を言いますと、この秋に市長懇談会で、皆さん方から御意見聞いたときに、このプレミアム商品券が、前は、要するに今2月までやっている、1万3,000円の中で、市外に本店のある分については3,000円しか使えなかったんだよね。3,000円しか使えないし、あとの1万円は市内の本店があるところという、そういう限定がありましたんですけれども。言われたことはどういうことなのかというと、ちょうどお米がどんどん高騰していると。要するに、5キロ買うのに4,000円になるのに、それすら買えないのかという、要するに周辺市街地特有のそういう話があったわけなんです。それは、だったらねというのは、例外的にちょっと考慮しましょうか、次回のときにはというような話の中で、協議した結果、やはり周辺市街地については大きなそういうお店もないところもあるし、あってもそういうところしかない。だから、その分については、まず、特例として、次、やるときには、それを外しましょうねというようなことで、

お話ししたというのが現状なんですね。そうした場合に、本店、あるいはその主要な店、本社が要するに周辺市街地にあるところがどれだけあるのかということについても、ほとんどないんですわ。その早田のほうの外湾のあれだ。それを一応考慮したと。須賀利についても、須賀利のお店はありますから、皆さん、あそこでお買物するようには聞いているんですけれども。少しずつで、縛りは縛りで必要なんですよ。この店という、登録していただいた店というのは。しかし、それを、縛りを少しでもやっぱり和らげながら買物をしていただけるような体制を取りたいというようなことで。ただ、その縛りというのは、まず第一に登録していただくと。これが原則なんですね。だから、さっきの移動販売車の話についても、登録した場合に、どう考えるのかということは、次の段階で考えさせていただきたいと、このように思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

○濱田商工観光課長　　先ほどの御質問の中で、例えばどんな店がというお話があったと。全部が拾えていないんですけど、須賀利であれば1店舗、九鬼であれば2店舗、三木里5店舗、名柄1店舗、三木浦3店舗、賀田3店舗、曾根1店舗につきましては、その地域に本社がというか、地域に根差した事業者ですので、そちらは全ての券が使えるようになっております。ですので、先ほど言われた早田というのは、市外にあって、市場がそこにあるというので、共通券しか使えなかったということになっています。

（「でも、ないんやろう、ほとんど」と呼ぶ者あり）

○濱田商工観光課長　　ほぼないと思いますけどね。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、商工観光の審査を終わります。ありがとうございます。

次に、教育委員会に入ってください。

それでは、教育委員会の議案審査のほうに入りたいと思います。

それでは、補正予算の審査に入る前に、教育長のほうから挨拶をお願いいたします。

座ったままで結構でございます。

○出口教育長　　教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」につきまして、それぞれの課より説明をいたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、付託議案の説明をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

まずは、教育総務課に係ります補正予算に関しまして、説明をさせていただきます。

通知いたします。予算書12ページ、13ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきまして、国庫支出金に財源更正するものでございます。

本予算は、令和7年第4回の定例会でお認めいただきました学校給食費の高騰に対応した補正増に係るもので、当初予定しておりましたふるさと応援基金から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に財源更正を行うものでございます。

次に、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の負担金、補助及び交付金148万円の増額は、新たに創設を予定しております新入学児童祝金でございます。

こちらのほうに関しましては、市委員会の資料を用いまして、説明をさせていただきます。

通知いたします。委員会資料1ページ目を御覧ください。

本事業は、次代を担う子供たちの健やかな成長を願って、また、保護者にとっても、義務教育である小学校への入学という人生の大きな節目のときに、お祝い金を交付するというものでございます。

次ページを御覧ください。

目的といたしまして、祝い金を交付することで、コロナ禍以降の物価高騰により影響を受けている子育て世代に対し、特にお金が必要となる入学準備に伴う一時的な経済負担を直接的に軽減したいと考えております。

同時に、行政や地域の皆様方からのお祝いの気持ちを伝えることで、心のつながりを実感していただき、子育て世帯の安心を醸成し、定住、ひいては人口減少対策につなげていくことを目的としております。

財源の140万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、残る8万円をふるさと応援基金から充当いたします。

また、保護者の利便性を最優先に考え、申請手続等を簡素化いたしました。これ

に關しましては、後ほど説明をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

対象児童といたしましては、令和 8 年度に小学校等に入学する予定の児童でございます。

交付額は、児童 1 名につき一律 2 万円を支給いたします。

予算といたしましては、令和 8 年度は 74 人を新入学として予定をしておりますので、総額 148 万円を計上しているところでございます。

申請期限は、2 月 20 日を締切りとし、入学前の物品の購入時期に合わせ、3 月中に交付したいと考えております。

次ページを御覧ください。

今回の 2 万円の交付のモデル、シミュレーションに關しましては、例えばランリュックの一部の補助、体操服の上下、現在は努力義務となっておりますが、児童の命を守る自転車のヘルメット、また、上履きや文房具などといった入学や新生活において必要となる品目の購入を想定しております。

なお、4 月以降には、活用内容や満足度に関するアンケートを実施させていただきます。来年度以降の事業の改善のための基礎資料とする予定でございます。

次ページを御覧ください。

本日、この資料は、申請書の書類等は、入学通知書と同封いたしまして、郵送させていただきます。

また、今回は、教育委員会で住民基本台帳情報を見るということを確認いたしまして、通帳の写しなどの添付を不要といたします。返信封筒による郵送のみで、今回は手続が完了できるように簡素化をいたしました。

なお、支払いは、先ほど申しましたとおり 3 月中を予定しております。

これらの事業をスムーズに実施し、子育てしやすい尾鷲を市民の皆様に実感していただけるよう、取り組んでまいります。

教育総務課の説明は以上です。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、生涯学習のほうの説明もお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 生涯学習課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 1 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 11 号）の議決について」のうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づ

き御説明いたします。

まず、歳出でございます。

補正予算書 12 ページ、13 ページを御覧ください。通知いたします。

9 款教育費、5 項保健体育費、2 目運動場管理費、細目多目的スポーツフィールド整備事業のうち、14 節工事請負費 7,600 万円の増額は、国市浜公園野球場建設工事に伴う増額です。

概要につきましては、資料にて説明いたします。

通知いたします。

資料 1、多目的スポーツフィールド整備事業についてでございます。

1 ページには、国市浜公園野球場建設工事に係る令和 6 年度、令和 7 年度の契約額と予算額について記載しております。

①の表を御覧ください。

現在の契約額につきましては、総額として 16 億 1,436 万 5,500 円となっております。

②の表を御覧ください。

予算額につきまして、令和 7 年度の予算額につきましては、右側の太い線で囲まれた枠内の額でございますが、11 億 1,300 万円であり、これに、③の表の赤枠部分、工事の完成に向けた精算と物価上昇等に伴うインフレスライドによる変更増額分として、補正予算に計上いたしました 7,600 万円を加えますと、右側の赤い破線の枠で囲まれた部分のとおり、令和 7 年度予算額が 11 億 8,900 万となるものでございます。

次のページを御覧ください。

今回の補正予算要望額 7,600 万円の内訳でございますが、こちらは建設課より御説明申し上げます。

○塩津建設課長　それでは、建設課から説明させていただきます。

資料の 2 ページを御覧ください。

補正要望額 7,600 万円の内訳についてであります。

まず、土木工事部分につきまして、精算に伴う増額分として 1,850 万円、物価上昇に伴うインフレスライド額として 2,110 万円をそれぞれ見込んでおります。

次に、建築工事部分につきまして、精算に伴う増額分として 1,340 万円、物価上昇に伴うインフレスライド額として 2,300 万円をそれぞれ見込み、総額と

して7,600万円としております。

なお、インフレスライドの概要につきましては、資料のインフレスライド概要、①に示しましたとおり、工事請負契約書条項第26条第6項に記載があり、契約後に急激な物価高騰が生じ、請負代金額が著しく不相当となったときに、金額の変更を請求することができるものであります。

この計算方法としましては、②の算出式にありますように、まず、発注者と受注者で基準となる日を定め、その日までに出来上がっている部分の金額を算定し、それを当初の請負金額から控除したものを、これをP1といたします。

次に、そのP1に対して基準日以降の人件費や資材単価等を適用して算出したものがP2で、スライド額は、このP2から当初見込んでいたP1及びこのP1の1%分、これを引いた金額がスライド額となります。

次に、資料3ページを御覧ください。

現在の野球場建設工場の状況写真で、4方向から撮影しております。

外壁部分やナイター設備、防球ネット支柱、バックスクリーン、管理棟、トイレなどが現在完成しており、今後、内野スタンド、外野スタンド、人工芝舗装を進めております。グラウンド部分が黒く見えるのは、人工芝設置の下地となるアスファルト舗装でございます。

12月末時点で74.5%の進捗率で、こちら、3月末の完成に向け、鋭意工事のほうを進めてまいります。

建設課の説明は以上となります。

○南委員長 ありがとうございます。

○世古教育委員会生涯学習課長 以上が、令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)のうち、生涯学習課に係る説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会の付託案件の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○西川委員 2ページの1番上の表ですね。

○南委員長 資料ですか。

○西川委員 資料です。

○南委員長 資料の2ページ。

○西川委員 精算に伴う変更見込額と、インフレスライド変更見込額って、これ、

二つあるんですけど、これ、どういう意味ですか。これ、一緒じゃないんですか。

○塩津建設課長　　まず、上段の精算に伴う変更見込額ですが、こちらの工事を進めていく上での数量等の増減等があった場合に、最終的にこの数量を精査するための見込額で、インフレスライド変更見込額は、現在契約中の工事内容について、基準日以降にかなり物価高騰等があった場合、その基準日以降の単価等を適用して、物価高騰分を見るための変更の見込額という形で分かれております。

○西川委員　　もうこれ、動き出しておる事業やもんで、どうもこうも言いませんけど、全てこれ、読みが甘くないですか。インフレスライドにしても、物価高騰でしょう。これ、もっとハードル上げておいたほうがよかったんじゃないんですか、逆に言うたら。それでないと、全ての工事が増額、増額、増額ってなってしまうのであれば、最初からこっちを、見込額を、自分たちが考えておる以上に上がっておるんやから、それを見越した上で上げておいたら。こんなの逆に言うたら、その分減額という言葉も使えますよね。あまりにも増額、増額が多いようなのは、あんまり印象よくないと思うんですけど。

○塩津建設課長　　まず、このインフレスライドの部分なんですけど、特に公共工事のほうは、その積算時点の最新の公共単価を適用する必要があるとございます。これ、国、三重県等が示した公共単価を市のほうも準用して使っているわけですが、そこに対してそれを水増しして設計するという場合、補助事業等、特に単価の根拠等を後々求められるときに、また問題発生する場合がありますので、国、県の公共工事も同じ条項を使っているのですが、契約時点の単価に対して、物価上昇がかなり著しいと認められた場合は、業者救済という形で、このインフレスライドというのが法律上も認められた契約となっております。

○西川委員　　それは分かるんですけど、生コンの値段の、今、1立米幾らするか知っていますか。この上がり方って、これ、異常ですよ。そんなのを事前に聞いておくとか、まだ上がるんですかという。努力したほうがいいんじゃないですか、これ。

○塩津建設課長　　確かにおっしゃるとおりやと思うんですけど、なかなか委員、昨今の物価上昇率は、これまでにないような上昇率でして、なかなか国、県のほうでも予測はついていないような状況があるのは事実でございます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　　総務のほうでもよろしいですか。

○南委員長　　どうぞ。

○仲委員　　交えて。

小学校の入学祝い金、今、迅速に交付スケジュールで実施するというので、大変よいと思うんですけど、申請を2月の中旬に入学通知書で同封すると。これはごもっともなことなんですけど、申請締切りが2月20日ということで、補正予算の計上であれば、3月30日まで予算執行できるということの考え方の中で、どうしても、そういう人は少ないと思うんですけど、出し忘れたとかというふうな、手元に届いたのがちょっとどこかに置いて遅くなったとかいう方が見えた場合、申請締切りと言いながらも、3月31日に申請書が到着すればオーケーという考え方でよろしいですか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　2月20日というものは、基本的にはできるだけまとめて、なおかつ3月の早い時点で、本当はもう、本当に今頃から新入学に関するものというのは多分買いそろえられておると思うので、できるだけ早くすることを考えて20日としておりますが、それまでに来た方に関しては、当然それまでに支出の作業をさせていただきますし、できるだけ早く出したい。また、これは超えて、仲委員がおっしゃられるとおりに、例えば3月の末に来られた方に関しても、当然それは受け付けをちゃんとさせていただいて、できる限り早く出させていただきます。また、今回、予定では74名ということでございますので、もし来ていない方がお見えになった場合は、個々に当たってでも、できるだけ早急に支払いのほうをさせていただきたいと考えております。

○仲委員　　そういうことで、よろしくお願いたいんですけど、支払いは、これ、口座振込か、そこら辺、ちょっとお尋ねすることと、もう一点、2万円でそろえられる品目がランリュック、一部の補助ということと、ヘルメットというのがあるんですけど、今、別にランリュックという、言うたらランドセル以外の考え方だと思うんですけど、それはもう学校では自由かどうか。それで、ヘルメットは各小学校推奨されているかどうか、そこら、ちょっとお尋ねします。

○柳田教育委員会教育総務課長　　まず、支払いに関しましては、保護者のお名前の口座のほうに振り込みをさせていただくということになります。

また、ランリュックに関しましては、尾鷲市内の小学校で、ランドセルを通学かばんとして指定しているところはございませんし、現状、ある学校においてはランリュックを利用されておるといようなお子様もお見えになるということで聞いております。

また、ヘルメットに関しましては、もちろん交通安全という部分で、交通安全教室であったり、自転車の乗り方教室であったりというものを学校でも行っておりますので、そういったところでは、ヘルメットに関してのことも、勉強として一つ、項目としてやりますし、現状、まだ努力義務という形ではありますが、やはり子供の命を守る、特に1年生になって、自転車に乗り始めると、車を運転している僕らも、ああ、怖いなと思うこともありますので、そういったところを含めて、学校のほうも指導のほうをしている状態でございますので、できればこの2万円の中で、ヘルメットのほうも御購入いただければなというふうに思っております。

○仲委員 最後。

今回、この交付金の関係で、物価対応から小学校の入学祝い金を実施するという事にされたんですけど、これ、単年度で終わるというのはちょっといかがなものかと思うんですけど、例えば9年度、10年度の目標値として、今後どうするかという市長の考え方をお聞きします。

○加藤市長 今回の重点支援交付金は、7年度の分も使えて、8年度、だから8年度の分も重点支援交付金で、要するに令和9年の3月、同じような形でやるつもりでおります。

9年度、10年度どうするのかというような話は、未定って言ったらあれなんですけど、2年間継続した以上はやらなきゃならないんじゃないですかね、市として。これで、重点支援交付金をもらえないからやめということはできないですよ。私としては、この分は、一旦出した以上は、継続して入学祝い金は出したいと、このように思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

○佐々木委員 今の市長の御答弁に対してのことなんですが、継続していくということで、今回は国の重点支援金の補正予算での関係で、先ほど、説明の中で、手続に関して、簡略化して速やかにということがあったんですけども、来年度以降、手続に関しては、今回のような簡素化を進めていくのか、それと、もう一つ、やっぱりもう少しゆとりを持って前倒しして募集というか、応募を受け付けるような、ゆとりを持ってもう少し早く手元に届くような対策を取るのか、その辺の方向性をちょっとお聞きします。

○柳田教育委員会教育総務課長 この令和8年度の新入学生に関しまして、やはり交付金のこともありましたし、タイミングが少し遅かったかなというふうには考

えております。

簡略化に関しましては、できる限り、もう既に今回の申請の段階で簡略化しておりますので、それを引き続き実施していくこと、また、市といたしましては、やはり郵送料等々を考えた場合に、70名とはいえ、できるだけそういった経常経費、減らしていきたいなという思いもありますので、今回は入学の通知書なんですけれども、それよりも前に、各御家庭に、新入生の方のところ送るような通知もありますので、できれば、今回の2月とは言わず、もうちょっと早い段階で、事業のほう、進めさせていただければなというふうに考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○中井委員 工事請負契約の2ページのところの、請負代金が著しく不相当と判断する具体的な基準は、契約上、明確に示されていない中で、インフレスライドの今回の増額率は、全体契約額に対してどの程度になるのかというのと、あと、全国的なインフレスライドの水準と比べて、どのように評価しているか、把握されていたら教えてください。

○塩津建設課長 まず、今回、このインフレスライドを行うに当たりまして、基準日のほうの設定が令和7年3月3日という形に基準日を設定しております。これ、令和7年2月14日に国土交通省のほうから、令和7年3月から適用する公共工事の設計労務単価の上昇について通達がございます、前年度比で人件費が6%引き上げられることになるという通達がありました。これを受けまして、市のほうでも、業者のほうと協議して、インフレスライドを行うことになっております。

また、インフレスライド金額の比率でございますが、現在の全体の契約額が、1ページでございます、補正予算を反映した額が、11億……。

○南委員長 建設課長、もう少し大きい声で、はっきりと答弁をお願いします。

○塩津建設課長 資料の1ページでございますように、令和7年度予算の要望反映が11億8,900万円で、これに対する7,600万円の割合となります。

以上です。

○中井委員 インフレスライドのみで見ると、全体の0.27%ぐらいなんですけど、先ほど、全体の進捗率が47.8%でしたっけ。

○塩津建設課長 74です。

○中井委員 70。土木と建築のそれぞれの進捗率を教えてください。

○塩津建設課長 すみません、進捗率につきましては全体で出しますのです、土木工事、建築工事、それぞれ分けた形の進捗は、業者のほうから提出はされていませ

るので、御了承いただきたいと思います。

- 中井委員　　あと、どの資材、設備だったり、労務費の、主な上昇が、どれが主な要因になっているのかも教えていただきたいです。
- 塩津建設課長　　大きな人件費と資材につきましても、それぞれ高騰した資材については業者のほうから見積りが出てきますので、全般にわたるもので、特にどれが高騰しておるというわけではなく、全体的に高騰しているのが現状でございます。
- 中井委員　　今回の精算に伴う変更見込額とインフレスライドによる増額見込額について、対象となる工種、出来高、基準日が重複していないかというのは、どのように整理、確認されているのでしょうか。
- 塩津建設課長　　基準日につきましては、工事全体で統一して、3月3日という形になっております。

また、土木工事の精算の見込額で、主なものは、地盤改良ですかね。今回、工事発注に当たりまして、以前、委員会でも示しましたが、6か所のボーリング調査を行って、地盤の支持力を算定しております。これはあくまでも6か所の平均の見込みで、実際工事を行いますと、擁壁であったり、そういう構造物ごとに施工箇所の地盤の支持力を平板載荷試験というもので確認して、地盤改良の工法を決定してまいりますので、こういった中で、地盤改良の深さであったり、幅であったりとか、そういうのが、それぞれの支持力によって変わってきますので、この辺の増減となります。

また、今回の工事につきまして、土木工事と建築工事が混在しておりますが、建築工事の主なものとしましては、管理棟、ダッグアウト、トイレ、あと、ナイター照明の照明灯部分、こういったものは建築のほうに分類されまして、こちらのほうも地盤改良等の影響を受けることとなりますので、精算に伴う変更見込額、土木工事、建築工事と分けた形で表示させていただいております。

また、今後、精算変更を行うに当たりまして、契約には、契約疑義する形で、また議案を上程させていただくこととなりますので、そこで詳細な数量と、内容と、説明させていただけたらと考えております。

以上です。

- 中井委員　　工種だったり、出来高が重複されていないかというのは、市のほうでは確認する業務というものはあるんですかね。
- 塩津建設課長　　重複というか、基準日、令和7年3月3日までに出来上がった部分というのを検査して確認して、それで、出来高部分の金額を算定することにな

っております。

○中井委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、付託議案の審査は終了したいと思いますが、先ほど、市長から、入学祝い金については、これ、もう当然継続しなくちゃならんでしょうというお言葉をいただきましたので、委員会として、市長の任期中は必ず祝い金は出していただけるものと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。

執行部は退席をお願いいたします。

そのまま採決へ入ってもよろしいでしょうか。皆様、そのまま採決へ入ってもよろしい。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 市長、今から採決へ入りますので、すみません、えらい、退席をお願いいたします。祝い金だけお願いいたします。増額も含めて。

それでは、早速採決に入ってもよろしいとの考え方ですので、当委員会に付託されました議案第1号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について」、皆様の採決をお願いいたします。

原案可決に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員で、よって、委員会は可決すべきものと決定をいたしました。

委員長報告についてはお任せいただけますか。短い時間ですので。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 議長、どうしますか、再開は。

(発言する者あり)

○南委員長 分かりました。15分ほどいただきたいということでございますので、45分からお願いいたします、議長。

○小川議長 45分、分かりました。

(午前11時23分 閉会)